

# 新規に美容所の開設をされる方へ

## — 美容所開設の手引 —

### ～美容所をはじめたいと思ったら～

美容所を開設しようとする場合、事前に届出を行い、施設の構造設備が法令等で定められた基準に適合することの確認を受けなければなりません。

#### ● 申請のながれ

事前相談

- 施設の工事着工前に施設の設計図等を持参の上、事前にご相談ください。

申請

- 書類は営業予定日の 14 日前を目安に提出してください。

1	美容所開設届	別紙様式
2	構造設備の配置状況がわかる平面図(寸法の入った図面)	別紙様式(定規等を使用し手書きしたのもでも可)
3	施設への見取り図	別紙様式(住宅地図等の写しでも可)
4	医師の診断書(美容師ごとに必要)	別紙診断書(美容師ごとに、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病記載が必要)
5	美容師免許証(美容師ごとに必要)とその写し	原本持参
6	管理美容師資格認定講習会の課程を修了したことを証する書類	美容師が常時 2 名以上いる場合に必要 原本持参
7	国籍のある住民票	開設者が外国人の場合
8	検査手数料	群馬県収入証紙 16,000 円分または振込
9	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)※発行から 3 ヶ月以内のもの	開設者が法人の場合のみ

施設の検査・確認

- 施設検査の際は届出者または管理者が立ち会ってください。  
※なお、施設基準に適合しない場合は確認になりません。不適事項については改善し、改めて検査日を決めて再検査を受けてください。

営業許可(営業開始)

構造設備確認証の交付

- 施設基準確認後、構造設備確認証を作成しますが交付までには約一週間かかります。  
検査時に調査結果書をお渡しします。指定日以降に結果書、来所者の認め印を持参してください。
- 構造設備確認証及び美容師免許証等を見やすい場所に掲示してください。

# 美容所の開設等について

## (1) 美容所の開設について

美容所の開設しようとする者は、事前に届出を行い、施設の構造設備が美容師法第13条(同法施行規則第26条・第27条)、群馬県美容師法施行条例第3条で定められた基準に適合することの確認を受けなくてはならず、確認を受けた後でなければ営業することはできません。

また、美容師の資格がなければ業として美容行為を行うことはできません。

## (2) 美容所の施設基準等(設備は美容所専用であること)

建 物	鉄骨、鉄筋コンクリート、木造造りなど十分な耐久性を有する構造であること。 (建築基準法等関係法令の基準を遵守すること。)	
区 分	施設は隔壁等により外部と完全に区分されていること。 【理容所及び美容所における衛生管理要領(平成14年3月29日)】	
床・内壁	施行規則	作業室の床・腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等の不浸透性材料を使用すること。
ゴミ箱		ふたがあり、耐久性で十分な容量があるもの。
毛髪箱		ふたがあり、耐久性で十分な容量があるもの。
採 光		作業室内の採光及び照明は美容師が美容のため直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
換 気	作業室内の換気は、空気1リットル中の炭素ガスの量5cm <sup>3</sup> に保つこと。	
作業室の面積	条	床面積は9.9m <sup>2</sup> 以上であること。 美容いす(セット、シャンプー、美顔術、ドライヤーその他の美容を行うときに用いる椅子をいう。)は、作業室の床面積が9.9m <sup>2</sup> の場合は5台までとし、その床面積が9.9m <sup>2</sup> を超えるときにあっては、その超える部分の床面積4.9m <sup>2</sup> につき2台を増やすことができる。
待合所の面積		面積は1.6m <sup>2</sup> 以上であること(理容所と共有する場合にあっては、2.4m <sup>2</sup> 以上であること)。
区 画 等		作業室は美容を行う以外の場所(待合所を含む)と区画し、又は十分な距離をおき、作業上の衛生及び安全が確保される構造であること。
器具等洗い場		器具、手指等を洗浄するための流水式の洗い場を有すること。
洗髪用の洗い場		作業室内は専ら洗髪するための温水を供給することが出来る流水式の洗い場を有すること ただし、パーマントウェーブを行わないこと等の事由により、知事が衛生上支障がないと認めるときは、この限りではない。
応急処置		美容により生じるおそれのある外傷の応急の処置に必要な薬品及び用品を備えること。
		例

## (3) 美容を行う場合に講ずべき措置(美容師法第8条及び群馬県美容師法施行条例第2条)

美容師は、美容の業を行うときは、以下の措置を講じなければなりません。

- ・ 皮ふに接する布片及び器具は清潔に保つこと。
- ・ 皮ふに接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。
- ・ 美容は、清潔な作業着を着用して行うこと。
- ・ 顔面の作業は、マスクを着用して行うこと。
- ・ 美容は、手指を清潔にして行うこと。
- ・ タオルその他皮ふに接する布片は、客1人ごとに消毒したものと取りかえること。
- ・ 客が毛髪等で汚れないよう被う布は、清潔なものを使用すること。
- ・ 消毒液は、随時取りかえ、常に有効な消毒液を使用すること。
- ・ 器具及び布片は、消毒済みのものとそれ以外のものを区分して収納すること。

※ 同法施行規則第24条(皮膚に接する器具)及び第25条(消毒の方法)については、別途記載。

(4) 罰則

下記のいずれかに該当する場合は、罰せられます。

○ 30万円以下の罰金（法第18条）

- ア 無免許で美容を業としたもの
- イ 開設の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ウ 確認を受けずに美容所を使用した者
- エ 立入検査を拒否、妨害、又は忌避した者
- オ 法第15条の規定に基づく閉鎖処分に違反した者

(5) まつ毛エクステンションについて

○ 「まつ毛エクステンション」は美容行為です

いわゆる「エクステンション」は美容師法にいう「美容」に該当します。このため「まつ毛エクステンション」も美容行為になります。

（平成20年3月7日付け厚生労働省健康局生活衛生課長名通知「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」）

○ 「まつ毛エクステンション」を行うには

美容師の資格が必要であり、それを行う施設は美容師法に基づく届出をし、構造確認を受ける必要があります。

○ 「まつ毛エクステンション」による危害防止について

近年、まつ毛エクステンションの流行にともない、特に接着剤によるかぶれ等の苦情が増加しています。まつ毛エクステンションは粘膜の弱い眼の周辺部に施術するため、施術者の技術力の向上や器材の衛生管理の徹底が求められます。

# 美容所開設届の記入例(第1面)

- 黒のボールペン等で書いてください。(群馬県ホームページからダウンロードすることもできます)
- 太枠の中だけ記載してください。
- フリガナと書かれているところは必ず記入してください。

(第1面)

美 容 所 開 設 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県知事 あて  
(太田保健所長)

営業者の情報を記入(自宅住所・法人本社住所)

届出(開設)者  
住所(法人にあっては、所在地)  
**太田市西本町〇〇-〇〇**

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 印)  
にしほんちょうほけん  
**株式会社西本町保健**

ぐんま たろう  
代表取締役 **群馬 太郎**

電話 **0276-XX-XXXX**

営業所(お店)の情報を記入

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出るとともに、同法第12条に規定する検査を申し込みます。

美 容 所	名 称	<small>ぐんまびようしつ</small> <b>群馬美容室</b>			
	所 在 地	<b>太田市本町〇〇-〇〇 太田ビル202号</b> <b>0276-XX-XXXX</b>			
管 理 美 容 師	住 所 ※	<b>太田市東本町〇〇-〇〇</b>			
	氏 名 ※	<small>ぐんま さぶろう</small> <b>群馬 三郎</b>			
美 容 師	氏 名 ※	<small>ぐんま さぶろう</small> <b>群馬 三郎</b>	<small>ぐんま はなこ</small> <b>群馬 花子</b>	<small>ぐんま じろう</small> <b>群馬 次郎</b>	
	免許登録番号※	123456号	124567号	135790号	号
	免許登録年月日※	H25/4/1	H25/4/1	H26/4/1	
	伝染性疾病の有無※(注2)	無	無	無	
その他の従業者氏名 ※	<small>ぐんま しろう</small> <b>群馬 四郎</b>				
開 設 予 定 年 月 日	令和 〇〇年 〇〇 月 〇〇 日				
(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)		開業予定年月日			

## 美容所開設届の記入例(第2面)

- 黒のボールペン等で書いてください。該当事項に記入してください。

(第2面)

美容所の構造設備等の概要 ※

シャンプー椅子、その他美容行為をする椅子を含む

建物の構造	鉄筋造 3階建て/建築面積 172.56 m <sup>2</sup> /延べ面積147.4 m <sup>2</sup>			
作業室の床面積	38.70 m <sup>2</sup>	美容椅子の台数	2台	
待合所の床面積	3.1 m <sup>2</sup>	作業室の区画方法	棚・ブックスタンド	
作業所	消毒設備の種類、型式及び数量		煮沸消毒器 1個 薬物消毒容器 1個 紫外線消毒器 1個 蒸気消毒器 1個 消毒器具格納器 1個 消毒済布片格納器 1個 毛髪箱(ふた付) 1個 汚物箱(ふた付) 1個 使用消毒液 エタノール	
	採光	方 法	人工照明	
		照 明 器 具	種類: LED 能力: 白熱灯100W 数量: 35台	
	換気設備の種類、型式及び能力		パイプファン × 1	
	床及び腰板の材料		床: 合成樹脂製 腰板: ビニールクロス	
	手指、器具等用の洗い場の数		1	
	洗髪用の洗い場の数		1	
	そ の 他		救急箱	

条例第3条の2に規定する重複開設に関する事項 ※ (注3)

開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	該当がある場合は 記入してください
開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で理容所の開設届を提出している場合は、当該理容所の開設予定年月日	
添付書類の省略について (美容師法施行規則第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合であって、注4の添付書類を省略する場合)(注4)	以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。

# 美容所開設届の記入例(第3面)

- 黒のボールペン等で書いてください。附近の地図(100メートル以内)

(第3面)

美容所の所在を示す地図

添付書類

- 1 美容所の平面図及び設備の配置図（平面図で設備の配置がわかる場合は不要）
- 2 開設者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 美容師の健康診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染病疾病の有無に関するもの）
- 4 美容師免許証又は美容師免許証明書の写し
- 5 管理美容師をおく場合は、美容師法第12条の3第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し
- 6 開設者が外国人の場合は、外国人登録法の規定による外国人登録原簿の記載事項に関する市区町村長の証明書
- 7 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し（注1、注4）

## 注1 ※印の事項について

美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、※印の事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類7を添付すること。

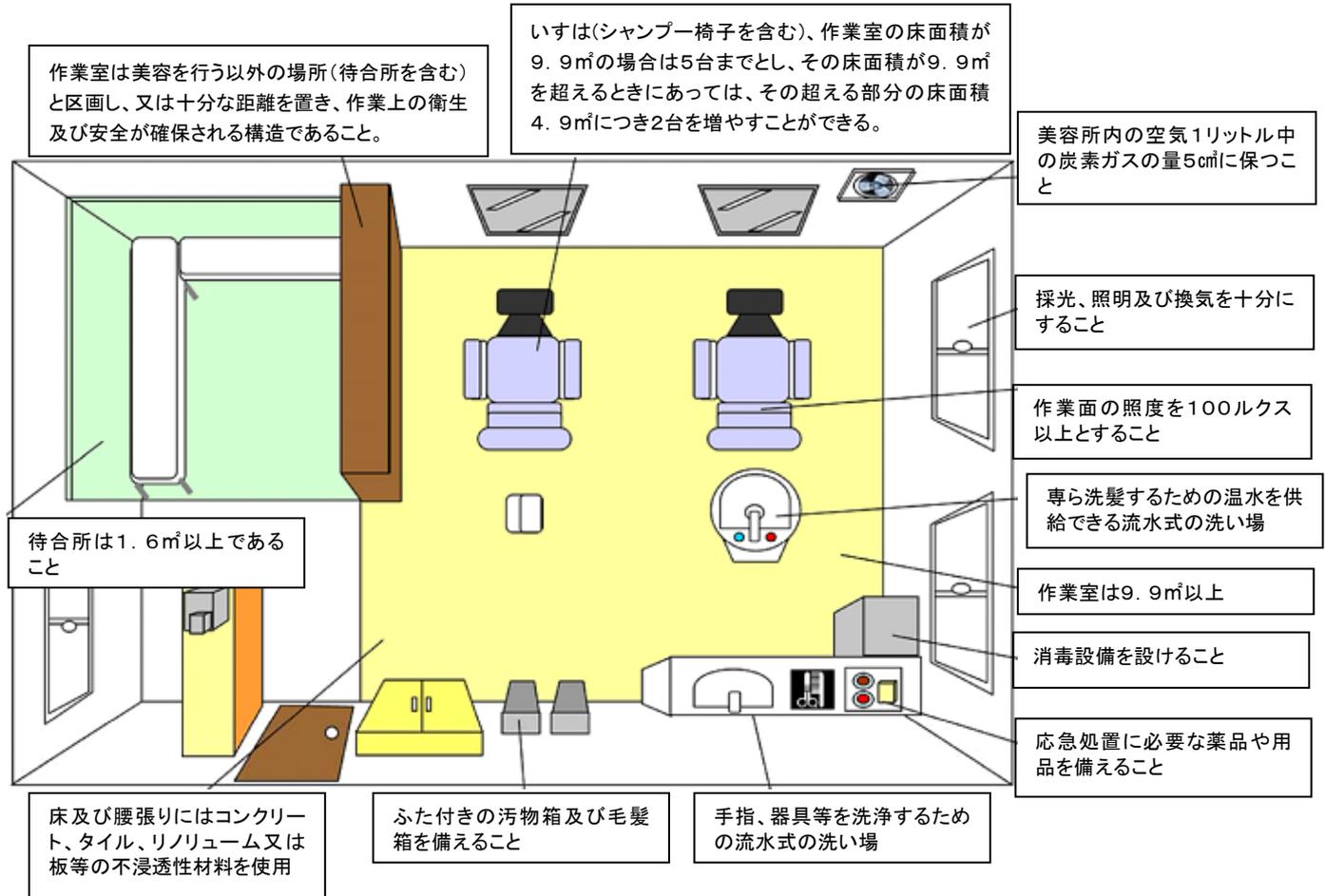
- 2 伝染性疾患については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定するものをいう。
- 3 重複開設を行う場合は、条例第3条の2に規定する基準を満たしていなければならない。
- 4 添付書類の省略について

美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、添付書類1及び3から5までのうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類7を添付すること。

# 美容所の平面図(配置図)

黒のボールペンで定規等を使って書いてください。別紙に記載してください。すべての設備について記入し、名称を入れてください。

☆ 常に清潔に保つこと ☆





太田保健福祉事務所 衛生係

( 太 田 保 健 所 )

TEL : 0276-31-8243      Fax : 0276-31-8349

受付時間 : 8 : 30 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 17 : 15